

## 〈資 料〉

### ○桜井市生涯学習指導者バンク要綱

平成18年9月1日  
告示第166号

#### (設置)

第1条 生涯学習活動に対する指導者(以下「指導者」という。)の活用を図り、本市の生涯学習活動の推進を目的として、桜井市生涯学習指導者バンク(以下「指導者バンク」という。)を設置する。

#### (指導者バンクの区分)

第2条 指導者バンクには、次の各号に掲げる区分を設置するものとする。

- (1) 生涯学習リーダーバンク
- (2) シニアリーダーバンク

2 前項に規定する区分には、それぞれ別表に掲げる登録分類を設置するものとする。

#### (指導者の資格)

第3条 生涯学習リーダーバンクの指導者の資格は、本市に居住し、又は就労する者で、生涯学習に深い理解と熱意がある次に掲げる者とする。

- (1) 満20歳以上で、各種師範免許や資格等を有し、市民に指導できる者
- (2) 前号に相当する専門的な知識、能力及び技術を持ち、市民に指導できる者

2 シニアリーダーバンクの指導者の資格は、本市に居住し、又は就労する者で、生涯学習に深い理解と熱意がある次に掲げる者とする。ただし、前項に相当する者は生涯学習リーダーバンクに登録するものとする。

- (1) 満60歳以上で、長年の経験により習得した技術、技能、知識等を市民に指導できる者

3 前2項の規定にかかわらず、桜井市生涯学習推進本部設置要綱(平成8年3月桜井市訓令甲第2号。以下「推進本部設置要綱」という。)第3条第2項に規定する桜井市生涯学習推進本部本部長(以下「本部長」という。)が指導者として、特に認めた者にあつては、この限りでない。

#### (登録事項)

第4条 指導者バンクには、桜井市生涯学習リーダーバンク登録申請書(第1号様式)又は桜井市シニアリーダーバンク登録申請書(第2号様式)で申請される事項(以下「指導者情報」という。)に限り登録するものとする。

#### (事業)

第5条 指導者バンクは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 指導者の登録に関すること。
- (2) 指導者情報の収集、提供及び活用に関すること。
- (3) その他この要綱の目的を達成するために必要な事項に関すること。

#### (事業の運営)

第6条 指導者バンク事業の運営は、桜井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行うものとする。

#### (指導者バンク運営の原則)

第7条 指導者バンクは、次の各号に掲げる事項に基づき運営する。

- (1) 指導者のプライバシーを侵害しないように努めること。
- (2) 営利活動を目的とする者への援助にならないように努めること。
- (3) 政治的又は宗教的活動への援助にならないように努めること。
- (4) 公正、公平性及び情報の正確性の確保に努めること。

(指導者の登録)

第8条 指導者の登録をしようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる事項を条件として、桜井市生涯学習リーダーバンク登録申請書(第1号様式)又は桜井市シニアリーダーバンク登録申請書(第2号様式)により、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 登録期間は、登録日から1年間とする。登録の更新は、自動にはこれを行わない。
  - (2) 交通費、材料費等の必要経費を含め、謝金は1回(2時間から3時間程度)あたり5千円を超えないものとする。
  - (3) 指導者研修の参加に努めるものとする。
- 2 教育委員会は、桜井市社会教育委員会議の意見を聞いて指導者バンクへの登録の可否を決定し、本部長が承認するものとする。
  - 3 教育委員会は、前項の規定により登録することに決定したときは、桜井市生涯学習指導者バンク登録決定通知書(第3号様式)により申請者に通知し、桜井市生涯学習指導者証(第4号様式。以下「指導者証」という。)を交付するとともに桜井市生涯学習指導者バンク登録者台帳(第5号様式)に登録するものとし、登録しないことに決定したときは、桜井市生涯学習指導者バンク登録申請却下通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。
  - 4 指導者証の交付を受けた者(以下「登録者」という。)が指導者証を汚損し、又は紛失したときは、桜井市生涯学習指導者証再交付申請書(第7号様式)を教育委員会に提出し、再交付を受けるものとする。
  - 5 登録者は、指導者バンクに登録された内容に変更が生じた場合は、速やかに桜井市生涯学習指導者バンク登録変更届書(第8号様式)により教育委員会に届け出なければならない。
  - 6 教育委員会は、前項による届出があったときは、第2項及び第3項の規定に準じて処理を行うものとする。

(指導者情報の管理)

第9条 指導者情報の管理に当たっては、その情報が個人情報に当たることに留意し、その保護に努めなければならない。

(指導者バンクの利用)

第10条 登録者の指導を受けようとする者(以下「学習者」という。)は、次の各号に掲げる事項を条件として、指導者バンクの利用ができるものとする。

- (1) 対象とする学習者は、桜井市内の学校又は5名以上の団体、グループ、学級等とする。
  - (2) 学習会の内容は、学習者の営利活動又は宗教的若しくは政治的活動を目的としないものとする。
- 2 学習者は、指導者バンクを利用する場合、桜井市生涯学習指導者バンク利用申込書(第9号様式)を教育委員会に提出し、教育委員会は必要な指導者情報を学習者に提供するものとする。

(登録者との調整)

第11条 教育委員会は、指導者情報の提供を受けた学習者と、学習会の実施について、登録者との調整を行うものとする。

(学習者からの報告)

第12条 学習者は、学習終了後速やかに桜井市生涯学習指導者バンク利用実績報告書(第10号様式)を教育委員会に提出するものとする。

(登録の取消)

第13条 登録者は、指導者バンクの登録の取消しを希望する場合は、桜井市生涯学習指導者バンク登録取消申請書(第11号様式)により指導者証を添えて教育委員会に申請するものとする。

2 本部長は、登録者が次に掲げる事項に該当するときは、指導者バンクの登録を抹消し、指導者証を回収するものとする。

- (1) 登録者が登録の内容等を偽って、指導者証の交付を受けたとき。
- (2) 登録者が健康等の理由により、学習者に対する指導ができなくなったとき。
- (3) 登録者が、指導者としての資質にそぐわないと判断されたとき。
- (4) その他この要綱の趣旨に反する行為があったとき。

3 教育委員会は、前2項の規定により指導者バンクの登録を抹消したときは、速やかに登録者に、桜井市生涯学習指導者バンク登録抹消通知書(第12号様式)により通知するものとする。

(庶務)

第14条 指導者バンクの庶務は、桜井市教育委員会事務局社会教育課において行う。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、指導者バンクの運営に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

※ 以下、各種様式は省略